

水防災オープンデータ提供サービス契約約款

(令和8年4月1日)

一般財団法人河川情報センター（以下「甲」という。）の行う水防災オープンデータ（以下「データ」という。）提供サービスに関する契約（以下「本契約」という。）は、本約款の定めるところによる。

（契約の申込等）

第1条 甲と本契約を締結しようとする者（以下「受信希望者」という。）は、水防災オープンデータ提供サービス契約申込書（別記様式第1）（以下「申込書」という。）により甲へ申込を行うものとする。

2 本契約は、甲が前項の申込を承諾し、配信を開始する日（以下「配信開始日」という。）に成立するものとする。配信開始日は月の初日とする。

（契約の期間）

第2条 本契約の期間は、配信開始日から最初に到来する3月31日までとする。ただし、契約者（以下「乙」という。）が、契約期間満了の1か月前までに第12条に定める契約解除の通知を行わない場合は、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

（契約の変更）

第3条 乙は、第1条第1項に基づく契約内容を変更しようとするときは、水防災オープンデータ提供サービス契約変更申込書（別記様式第2）（以下「変更申込書」という。）により甲へ申込を行うものとする。

2 変更契約は、甲が前項の申込を承諾し、変更後の配信を開始する日（以下「変更配信開始日」という。）に成立する。変更配信開始日は月の初日とする。

（契約の承諾）

第4条 甲は、第1条第1項の申込を承諾したときは、水防災オープンデータ提供サービス契約承諾書（別記様式第3）（以下「承諾書」という。）により通知する。また、第3条第1項の申込を承諾したときは、水防災オープンデータ提供サービス契約変更承諾書（別記様式第4）（以下「変更承諾書」という。）により通知する。

（利用規定の遵守）

第5条 乙は、データを利用するに当たっては、甲の定める利用規定を遵守するものとする。

2 乙が前項を遵守しない場合、甲はデータ配信を停止することができる。

（データの種類の変更及び料金等の改定）

第6条 申込書及び変更申込書に記載のデータ種類は、甲の判断により変更することがある。この場

合、甲は変更の2か月前までに乙に通知するものとする。

2 申込書及び変更申込書に記載の料金等は、甲が改定することができる。この場合、改定後の料金等は4月1日から適用し、甲は2か月前までに乙へ通知するものとする。

（配信料金）

第7条 乙は、データ配信料金（以下「料金」という。）として、承諾書又は変更承諾書に記載された月額料金に契約期間の月数を乗じた金額を甲に支払うものとする。

2 ただし、乙が学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校に所属し、学術目的でデータを利用するときは、月額料金の30%を割引する。

（料金の請求及び支払）

第8条 甲は、毎年3月1日までに乙へ料金支払請求書を送付する。

2 乙は、当該請求書を受理した年の4月末日までに料金を支払うものとする。

3 振込手数料は乙が負担する。

4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により支払いが遅延したときは、遅延利息を請求することができる。

5 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項による利率で算定する。

6 一旦支払われた料金は、甲に責がある場合を除き返還しない。

7 料金が期限までに支払われない場合、翌日から支払いがなされるまでデータ配信を停止する。

（契約の譲渡等）

第9条 乙は、本契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第10条 乙は、甲の故意又は重過失により損害を被った場合、甲に損害賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が本契約に違反し、甲に損害を与えた場合、乙に損害賠償を請求することができる。

（センターの契約解除権）

第11条 甲は、乙が本契約に違反した場合、違反の事実及び契約解除を文書により通知し、本契約を解除することができる。

2 前項に基づき解除された場合、乙は解除日の前日までの料金に加え、契約期間残余相当額を違約

金として、甲が指定する期間内に支払うものとする。

(乙の契約解除権)

第12条 乙は、契約解除を希望する日の1か月前までに、水防災オープンデータ提供サービス解除通知書(別記様式第5)により、甲に通知するものとする。

2 この場合、乙は契約解除日の前日までの料金に加え、契約期間残余相当額を解約金として、甲が指定する期間内に支払うものとする。

(不可抗力)

第13条 契約上の義務の履行遅滞又は不履行が、天災その他甲乙いずれの責にも帰さない事由による場合、当該当事者はその責を免れる。

(免責)

第14条 第14条 甲は、甲が配信するデータの内容に起因して発生したいかなる損害についても、乙または当該データに基づき乙からデータ提供を受ける第三者に対して、一切の責任を負わないものとする。

2 甲は、甲の配信システムの障害その他の事由によりデータの配信が遅延し、又は欠落したことにより発生したいかなる損害についても、乙または当該データに基づき乙からデータ提供を受ける第三者に対して、一切の責任を負わないものとする。

3 乙は、甲が配信するデータに基づき第三者に対してデータ提供を行う場合には、第1項及び第2項に規定する損害が発生した場合においても、当該第三者から甲に対して損害賠償の請求が行われない旨を、データ提供の開始前に当該第三者に明確に示すものとする。

(利用者義務等)

第15条 乙は、以下の事項を遵守するものとする。

2 データ提供を行う場合、誤解を招かないよう適切に変換・加工すること。

3 配信データの利用者にも本約款と同様の遵守事項を課すこと。

4 公序良俗に反する利用をしないこと。

5 情報セキュリティ確保のため必要な対策を講じ、問題が発生した場合は甲に連絡すること。

6 予報業務を行う場合は、気象業務法に基づき所定の許可を受けること。

(秘密の保持)

第16条 甲乙は、契約の履行中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後においてもその効力を有する。

(約款の改正)

第17条 甲は、本約款を改正する場合、2か月前までに文書にて乙へ通知するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約は日本法を適用し、日本法に基づき解釈される。

本契約に関し紛争が生じた場合、甲の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第19条 本約款に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。